

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	<p>生活保護自立支援相談員</p> <p>生活保護法に規定する被保護者及び要保護者の自立の助長を支援することを目的として設置する職で、就職の相談等・経済的自立のために必要な助言・指導及び支援，職業安定所及び会社の同行訪問等就労の促進，求人情報の収集及び提供並びに職業訓練校の紹介，被保護者等の居宅訪問及び日常生活の把握ほか，電話・来客対応も担います。</p>
募 集 人 数	パートタイム：1人
申 込 受 付 期 間	<p>令和5年2月16日（木）午前8時30分から</p> <p>令和5年2月24日（金）午後5時15分まで</p>
業 務 内 容	生活保護法に規定する被保護者及び要保護者の自立支援事務事業遂行のための専門的事務，電話・来客対応ほか
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護関係業務の実務経験がある人（福祉事務所，社会福祉施設等で生活困窮者との相談業務に従事した経験がある人等）</li> <li>2 令和5年4月1日に採用可能である人</li> <li>3 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人</li> </ol> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>(3) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人</li> </ol>
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</li> <li>2 提出方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし，土・日曜日，祝日は受付しておりませんので注意してください。</li> <li>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ，封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（生活保護自立支援相談員）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。</li> </ol> </li> </ol>
試 験	<p><u>面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分）</u></p> <p>試験日時等の詳細は，受験申込者に別途連絡します。 指定された試験日時を変更することはできません。</p>

審査・合格～採用	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和5年3月3日までに、受験申込者全員に合否の結果を電話で通知します。
	名簿登載(職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所
	勤務時間	1日につき7時間45分まで、1週間あたり29時間 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※パートタイム勤務者について、週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	給料・報酬	(行政職給料表1-28号給) 月額 175,500円～ ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外)
	手当制度	時間外勤務報酬、休日勤務報酬、通勤手当(費用弁償)、期末手当ほか
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市福祉保健部社会福祉課社会福祉係(市役所本館2階) TEL 0824-62-6146 FAX 0824-62-6285 受付時間：月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。